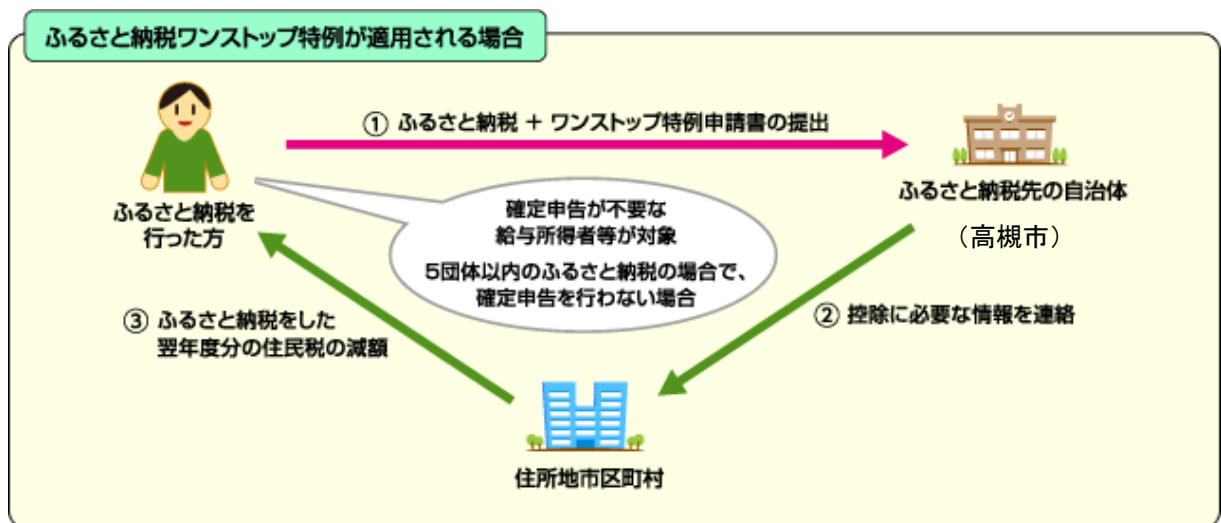


<ワンストップ特例制度について>

ふるさと納税による寄附金の税額控除を受けるためには、確定申告又は個人住民税の申告を行う必要があります。ワンストップ特例制度とは、ふるさと納税を行った自治体に、申請書を提出することで確定申告が不要になる制度です。

この制度の利用を申請する場合は、「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」を寄附した自治体へ提出する必要があります。



<ワンストップ特例制度の利用にあたっての注意点>

- ・確定申告を行わなければならない自営業者等の方や、給与所得者の方でも、医療費控除など、ふるさと納税の寄附金控除を受ける目的以外に確定申告や住民税申告をする必要がある方は利用できません。
- ・「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」を提出していても、確定申告等をされた場合はワンストップ特例の適用は受けられなくなりますので、確定申告の際に、寄附金控除の申告もお忘れにならないようご注意ください。
- ・6団体以上の自治体に寄附した場合は、全ての寄附について特例の適用は受けられなくなります。そのため確定申告が必要となります。(同じ自治体への複数回の寄附は1団体としてカウントされます。)

<申請書を提出した後、氏名や住所変更などがあった場合>

変更届出書の提出が必要となりますので、高槻市へお問合せ下さい。
(変更届出書の提出がない場合、特例の適用が受けられなくなります。)